

交換をなすと同時に、その實踐に於て完全なる提携をなすべしことを申合せた。

(リ) 加盟團體陣容

- 日本海員組合 九六、七六九
- 日本労働同盟 五一、一六五
- 全国労働組合同盟 四五、五三〇
- 日本労働組合連合 二五、四三七
- 海員協会 一三、八五四
- 日本港運従業員組合 一、八二九
- 官業労働者同盟 八、四五〇
- 日本労働者同盟 七、六九〇
- 東電従業員組合 三、〇〇〇
- 東京電氣工業労働組合 一、九八〇
- 日本製糖従業員組合 一、〇〇〇
- 十二労働組合員總数 二五、七〇四名

(四) 労働立法諸案

— 社會立法委員會立案 —

健康保険法改正要綱

第三章 被保険者の範囲

一、原則として現行法に於ける強制保険と任意保険の區別を撤し、全部一括して強制保険とする事。現行法第十三條及第十四條の修正。

二、左記各項に於ける労働者に適用範圍を擴張する事。

(現行法第四十七條の修正)

一、傷病手当金を増額する事。(現行法第四十五條の修正)

二、私病に於ける傷病手当金の支給期間を事由發生の翌日より十日前一括して強制保険とする事。現行法第十三條及第十四條の修正。

三、分娩料及埋葬料を増額する事。現行法第四十九條及五十條の修正。

第五章 費用 負擔

一、標準日給の算定を左の如くに改正すること。現行法施行令第三條の修正。

二、一、二、三級を削除し、四級七十錢を以て最低日給とする。尙これによつて生ずる保障料總額に對する不足額は政府及事業主に於て分擔すべし。

三、保障料の現行分擔率の修正。(現行法第二十條及第七十二條の修正)

四、健康保険法の實施により従来工場法に於て規定され居りし事業主の負擔額が實質的に軽減され居る事實に鑑み現在健康保険法に於て事業主の負擔し居る總額を増加すべし。

五、労働者の健康を保護することは國家的乃至産業的に見て國家及社會の利益を増進する結果を招来する事に鑑み、政府は事業主と同額の保障料を支出すべし。

第六章 保険審査機關

一、審議機關に労働組合代表者を参加せしむること。現行健康保険法施行令第六條の修正。

二、醫師の選擇及變更については被保険者の意志を尊重する事。健康保険法施行規則第四十七條の修正。

労働組合地方協議會設置 一、日本労働組合會議加盟費改正 八
労働法制定 九、全國産業團體聯合會に對し決議文可決 九、自
主的船員保險法の制定 十、労働組合會議 十一、人名名義によ
る熟練工採用制度打破運動 十二、亞細亞労働組合會議結成促進
十三、日本労働組合會議マニラ、十四、港灣労働者保護法制定 一
評議員選舉結果發表 一、宣言審議 一、役員選舉報告

(ホ) 政治委員會の活動

(一) 國際聯盟脱退に對運動(三月二十五日) (二) ソビエト國營通
場邦人不使用に抗議(四月十九日) (三) 健保改正要求(三月二十六日)
(四) 健保改正及シムラ會議労働代表者派遣につき陳情(八月三日)

(ヘ) 脱退及加盟

日本造船聯盟脱退(昭和八年一月十五日) 東京瓦斯産業労働組合加
盟(昭和八年六月五日)

(ト) 國際關係

(一) 上下TJ大會に日本労働組合會議代表として坂本孝三郎氏を出
席せしめた (二) 第十七回國際労働總會開催申請に於て、支、印、
代表數回に亘つて意見、意見交換 (三) 十七回國際労働總會開催申請
一氏五月一日逝去 (四) 第十七回國際労働總會開催(昭和八年六月八
日七月一日)

(チ) 社會大衆黨との關係

日本労働組合會議執行委員及政治委員の有志は、社會大衆黨常任執
行委員及労働委員の有志と二三回に亘つて懇談を開き其通せる問題、
(第六十二及第六十三臨時議會、第六十四議會を通じて) 闘争すべき勞
働法制定に關する件又は本年度マニラ對策等)に關し同志なき意見の

一、労働者及家族法制定に適用する、労働者
二、一定以上の商業使用人
三、家内工業に従事する労働者
四、造船、金庫、禁止場、岸壁、停車場、船舶、船舶等の相互間に
於て貨物の搬送運搬に従事する労働者並に平水航路、湖川港灣の
みを航行定額とする汽船、帆船、帆船、曳船、ランナ、不登簿船
其他船舶法の適用を受けざる各種船舶乗組員
五、古船解業事業に従事する労働者
六、其他一般被業者(以上現行法第十三條及第十四條の修正)

第三章 保 險 者

右については解雇後一定期間は何等手續を要せずして、被保険者たる
資格を確保すること。(現行法第十八條の修正)

第二十二條規定の健康保險組合設立に付いては、政府は積極的にこれ
を助長し、第二十八條規定の趣旨に基づき認可の申請ありたるときは
遅滞なく認可の手續をとるべき事。

第四章 保 險 給 付

一、給付範圍は大體に於て疾病、負傷、死亡、分娩とす(現行法第一
條)

二、療養の程度問題

イ、完全療養を爲すこと。

ロ、入院療養の必要あるものは迅速にこれを許可する事。(現行法第
四十三條の修正)

ハ、家庭に於ける療養を許す事(現行法第四十四條の修正)

ニ、同一疾病に對する給付期間百八十日の制限を相當延長する事。

第五章 費用 負擔

一、標準日給の算定を左の如くに改正すること。現行法施行令第三條
の修正。

二、一、二、三級を削除し、四級七十錢を以て最低日給とする。尙
これによつて生ずる保障料總額に對する不足額は政府及事業主に
於て分擔すべし。

三、保障料の現行分擔率の修正。(現行法第二十條及第七十二條の修正)

四、健康保険法の實施により従来工場法に於て規定され居りし事業
主の負擔額が實質的に軽減され居る事實に鑑み現在健康保険法に
於て事業主の負擔し居る總額を増加すべし。

五、労働者の健康を保護することは國家的乃至産業的に見て國家及
社會の利益を増進する結果を招来する事に鑑み、政府は事業主と
同額の保障料を支出すべし。